

2024年7月19日

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

東京都港区赤坂 8-1-22
NMF 青山一丁目ビル 6階
株式会社エニグモ
代表取締役社長 須田 将啓

東京都千代田区麹町 4-3-29
VORT 紀尾井坂 9F
株式会社 MEGURU
代表取締役社長 上原 嗣則

株式会社エニグモ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 MEGURU（以下「承継会社」といいます。）は、2024年6月17日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年8月1日として、分割会社はその営む BUYMA TRAVEL 事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関し、2024年6月26日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示（2024年7月4日付「吸収分割に係る事前開示書面（変更）」による事前開示事項の変更を含みます。）を行いました。当該開示の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。なお、下記における項目番号は2024年6月26日付「吸収分割に係る事前開示書面（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項）（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項）」（2024年7月4日付「吸収分割に係る事前開示書面（変更）」による事前開示事項の変更を含みます。）の項目番号と対応しており、変更箇所は下線で示しております。

記

5 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号及び第192条第6号）

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

② 資本金の額の減少

承継会社は、2024年7月4日開催の取締役会において資本金の額の減少について決議しました。また、2024年7月19日開催の臨時株主総会において、上記資本金の額の減少について承認されました。今回の資本金の額の減少は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の向上を図ることを目的とし、会社法447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額(124,999,612円)の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

以上